# 早期経営改善計画の利用申請から支払決定までの流れ

### 1. 利用申請

中小企業·小規模事業者

認定支援機関(外部専門家等)

- ●中小企業・小規模事業者は、認定支援機関たる専門家(以下、外部専門家。)と連名で「経営改善支援センター事業利用申請書(早期経営改善計画)」を、経営改善支援センターに提出するとともに、金融機関から事前相談書を入手し同センターに提出する。
- ●金融機関が、認定支援機関として当該計画の策定への関与を希望する場合は、申請に連名で加わることも可能。

# 経営改善支援センター

- ●経営改善支援センターにおいて申請書の内容を確認する。 【添付書類】・中小企業・小規模事業者の概要 ・業務別見積明細書 等について確認の上、受け付ける。
- ●経営改善支援センター事業において費用負担することが適切と判断した場合は、その旨を外部専門家に通知する。

# 2. 計画策定支援•提出

# 中小企業•小規模事業者

# 認定支援機関(外部専門家等)

3. 支払申請及び支払決定

●外部専門家は、中小企業者等の早期経営改善計画を策定し、申請者はその計画を金融機関に提出します。

#### 中小企業·小規模事業者

#### 認定支援機関(外部専門家等)

●中小企業・小規模事業者は、外部専門家等と連名で「経営改善支援センター事業費用支払申請書(早期経営改善計画)」を経営 改善支援センターに提出する。金融機関に早期経営改善計画を提出したことを確認できる書面(金融機関の受取書等(普段の業務 で使用しているもので可))を添付しなければならない。

#### 経営改善支援センター

- ●経営改善支援センターでは、早期経営改善計画及び支払申請書の内容を確認する。 【添付書類】 ・業務別請求明細・従事時間管理表 ・中小企業・小規模事業者からの支払を示す領収書等
- ●経営改善支援センターは、支払申請の結果及び支払決定額、支払予定日について、外部専門家に通知し、<u>早期経営改善計画策定</u> 支援に係る費用の3分の2を上限(計画策定に係る補助上限額 20万円)として支出する(注意1)。

#### 4. モニタリング

#### 認定支援機関(外部専門家等)

●外部専門家は、経営改善計画の記載に基づき、中小企業・小規模事業者のモニタリングを実施して、経営改善支援センターに対し、「モニタリング費用支払申請書(早期経営改善計画)」、「モニタリング報告書」を提出する。

#### 経営改善支援センター

- ●経営改善支援センターでは、モニタリング報告書及び支払申請書の内容を確認する。
  - 【添付書類】 ・業務別請求明細書・従事時間管理表 ・中小企業・小規模事業者からの支払を示す領収書等
- ●経営改善支援センターは、支払申請の結果及び支払決定額、支払予定日について、外部専門家に通知し、<u>モニタリング費用の3</u> 分の2を上限(モニタリングに係る補助上限額 5万円)として支出する(注意2)。

(注意1、2)補助上限額は計画策定費用とモニタリング費用あわせて20万円です。計画策定費用で20万円の補助を受けた場合は、モニタリング費用の補助を受けることはできません。